

## 認証マーク表示基準

### 第1 目的

この基準は、北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する認証の表示について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 商標権

認証マークに関する商標権は、北海道が所有する。

### 第3 認証マークの使用

認証マークは、要綱の定めにより認証審査会から認証を受けた食品関係業者等が、対象品目等にシールとして貼付または印刷して表示する場合及びその他道が認めるものに限り使用できるものとする。ただし、食品を調理・加工し販売する施設（いわゆるバックヤード部門を有する施設）については施設にマークを貼付するものとする。

### 第4 認証を受けた食品関係業者等の遵守事項

認証マークの使用に当たり、あらかじめ様式1により認証マーク使用許諾を北海道に申請し、様式2の使用許諾書を道から受けなければならない。

### 第5 認証マークの仕様等

認証マークの仕様等は別記によるものとする。ただし、容器または包装等の形状等により、これによりがたい場合は、北海道と協議をするものとする。

### 第6 誤認の防止

認証を受けた食品関係業者等は、消費者に誤認させるような方法で認証マークを表示してはならない。

### 第7 使用に関する記録

認証を受けた食品関係業者等は認証マークの使用状況を把握する書類を備えなければならない。

この認証マークの使用状況を把握する書類を北海道から求められた場合は、提出しなければならない。

### 第8 認証マークの使用中止

認証を受けた食品関係業者等は、要領の定めるところにより、認証の辞退または認証の取り消しがあった場合は、その日から認証マークを使用できないものとする。

### 附則

この基準は、平成19年12月20日から施行する。

# 認証マーク仕様

---

認証マークの仕様について、次のとおり定める。

## シグネチャー

---

このシグネチャー（組合せ方）は、変形、改造しないこと。

使用書体

「自主衛生管理認証」 — HG 丸ゴシック M-PRO

「認証第号」 — HG 丸ゴシック M-PRO

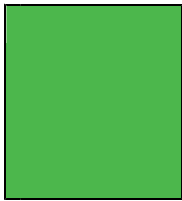


自主衛生管理認証  
認証第01-00000号

## カラー

---

色は、北海道の図をグリーン、HACCP の下地をブルー、口の中をレッド、その他の図及び文字をブラックとする。



グリーン

Process:C80+Y100  
DIC131



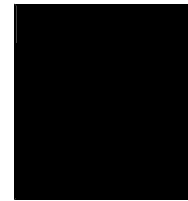
ブルー

Process:C100+M20  
DIC139



レッド

Process:M80+Y100  
DIC156



ブラック

Process:K100

## サイズ

---

最大・最小サイズは特に規定しない。

【参考】次のポイント文字を使用した場合、マーク本体のサイズは、左右幅 22mm となる。



自主衛生管理認証  
認証第01-00037号

←7ポイント文字

←6ポイント文字